

小規模多機能ホーム中山ちどり 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(指定 2891100105 号)

当事業所は契約者（利用者）に対し、介護予防小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護(以下、「小規模多機能型居宅介護等」という。)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所経営法人

- | | |
|----------------|--|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 晋栄福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 大阪府門真市北島町 12 番 20 号 |
| (3) 電話、ファックス番号 | 電話番号 072(881)8201（ナースিংホーム智島内）
FAX 072(881)8115 |
| (4) 代表者名 | 理事長 濱田 和則 |
| (5) 設立年月日 | 昭和54年 2月 6日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模多機能居宅介護 |
| (2) 事業所の名称 | 小規模多機能ホーム中山ちどり |
| (3) 事業所の所在地 | 兵庫県宝塚市中山桜台 1 丁目 7 番 1 号 |
| (4) 電話、ファックス番号 | 電話番号 0797-82-0201 FAX0797-82-2525 |
| (5) 事業所長名 | 山内 佳代子 |
| (6) 開設年月日 | 平成23年 5月 1日 |
| (7) 定員 | 26名 |
| (8) 運営方針 | |

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域で生活を維持することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

(9) 居室の概要

当事業所では以下の居室をご用意しております。宿泊サービスの際に利用される居室は下記の通りです。

居室の設備、種類等	室数	備考
個室（トイレ 洗面台付）	9室	洗面設備が居室内にあります。
リビングダイニング	1ヶ所	共同スペース・食堂があります
浴室	1ヶ所	一般浴槽リフト付

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

宝塚市内全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 午前9時～午後8時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日 午後5時～午前9時

4. 職員の配置状況（予定）

《主な職種の配置状況》

（平成26年4月1日現在）

職種	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	(1人)	1人	事業内容調整
介護支援専門員	(1人)	1人	サービスの調整・相談業務
介護職員	7人	6人	日常生活の介護・相談業務
看護職員	1人	1人	健康チェック等の医務業務

※常勤換算：職員それぞれの週あたり勤務延べ時間総数を当施設における常勤職員の所定時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では

$8時間 \times 5名 \div 40時間 = 1名$ となります。

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
管理者	午前8：30～午後5：30
介護支援専門員	午前8：30～午後5：30
介護職員	午前8：30～午後5：30 午後5：30～午前8：30（夜間）
看護職員	午前8：30～午後5：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについて、利用料金の一部はご利用者負担になります。

①～③のサービスを具体的にそれぞれどのような制度、内容で行うかについては、利用者と協議の上、介護予防小規模多機能型居宅介護計画及び小規模多機能型居宅介護計画(以下、「小規模多機能型居宅介護計画等」という。)に定めます。

①通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

・食事

ア 食事の提供及び食事介助をします。また、食事サービスの利用は任意です。

イ 調理場で利用者が調理をすることができます。

- 入浴
 - ア 入浴または清拭を行います。
 - イ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- 排せつ
 - 利用者の状況に応じて、適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な支援を行います。
- 機能訓練
 - 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を予防するように努めます。
- 健康チェック
 - 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- 送迎サービス
 - 利用者の希望等により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

②訪問サービス

- 利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- 訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は、無償で提供させていただきます。
- 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ア 医療行為。
 - イ 利用者もしくはご家族からの金銭または高価な物品の授受。
 - ウ 飲酒及び喫煙。
 - エ 利用者もしくはご家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
 - オ その他、利用者もしくはご家族等に行う迷惑行為。

③宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

【サービス利用料金】（詳細な料金については別紙料金表をご参照ください）

- ア 通い、訪問、宿泊(介護費用分)全てを含んだ1ヶ月単位の包括費用の額。利用料金は1ヶ月ごとの定額です。(別途料金表参照)
- * 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化などにより小規模多機能型居宅介護計画等に定めた期日より利用が少なかった場合、または、多かった場合であっても、日割りでの割引もしくは増額はいたしません。
- * 月途中から利用登録された場合、または月途中から利用登録を終了した場合には、登録した期日に応じて、日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
 - 登録日：利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日。
 - 登録終了日：利用者と当事業所の利用契約を終了した日。
- * 利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が保険者から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。
- * 利用者に提供する食事及び宿泊にかかる費用は別途いただきます。(別途料金表参照)
- * 保険者からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 利用料金のお支払い方法

前記（１）（２）の利用料金は、１ヶ月ごとに計算しご請求いたします。翌月末日までに、以下の方法でお支払ください。

ア 金融機関口座からの自動振替

後日、領収書をお送りします

イ 指定口座への振り込み

※口座振り込みは何らかの事情で自動振替が出来なかった場合に限りです。

振込口座；三菱 UFJ 銀行 宝塚中山支店 普通 0072281

名義；社会福祉法人晋栄福社会 理事長 濱田 和則

(ｼｬｶｲﾌｸｼｮｸ ﾈﾝｼｮｸｶｲ ﾘﾝ ｺｳ ﾊﾏﾀﾞ ｶｽﾞ ﾋﾞﾘ)

（３）利用の中止、変更、追加

- ・小規模多機能型居宅介護等サービスは、小規模多機能型居宅介護計画等に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に、通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ・利用予定日の前に、利用者の契約により、小規模多機能型居宅介護等サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合には、原則として、サービス実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ・５（１）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は１ヶ月ごとの包括費用(定額)となるため、サービスの利用回数等を変更された場合も、１ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、５（２）の介護保険の対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として、事業所から利用者に申し出ることがあります。
- ・サービスの利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合があります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

（４）小規模多機能型居宅介護計画等について

小規模多機能型居宅介護等サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて、適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で、小規模多機能型居宅介護計画等を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価などは書面に記載して利用者に説明します。

6. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

○意見箱設置場所 中山ちどり １階

○事業所の苦情受付窓口	所在地	兵庫県宝塚市中山桜台１丁目７番１号
	事業所名	小規模多機能ホーム 中山ちどり
	担当者	池下 恭平

受付日 当該職員の出勤日
受付時間 午前9:00～午後5:00
電話番号 0797-82-0201
FAX番号 0797-82-2525

(2) 行政機関その他苦情受付機関

サービスの内容等については

宝塚市役所介護保険課 TEL 0797-77-2136
所在地 〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1
兵庫県国民健康保険団体連合会 078-332-5617
所在地 〒650-0021 兵庫県神戸市三宮町 1丁目9番 1-1801号
代表 TEL 078-332-5601
fax 078-332-0986

介護認定や保険料の賦課徴収など

宝塚市役所介護保険課 TEL 0797-77-2038 または
兵庫県介護保険審査室 078-362-9118

介護認定の内容やあり方に関する質問や意見など

兵庫県阪神介護保険相談センター TEL 0797-83-3140へ
所在地 〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-5

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護等の提供にあたり、サービスの提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を得るため、下記の通り、運営推進会議を設置しています。

《運営推進会議》

構成 : 利用者、ご家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護等について知見を有する者等。

開催 : 隔月で開催。

会議録 : 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本にしつつ、病状の急変等に備えて、以下の医療機関協力医療機関として、連携体制を整備しています。

医療機関の名称	所在地	電話番号
医療法人尚和会 宝塚第一病院	宝塚市向月町 19-5	0797 (84) 8811
晋栄福祉会診療所	宝塚市中山桜台 1丁目7番1号	0797 (82) 0201

施設の名称	所在地	電話番号
ケアホーム中山ちどり	宝塚市中山桜台 1丁目7番1号	0797 (82) 0201

9. 事故発生時、緊急時の対応

(1) 事故発生時の対応について

利用者に提供する小規模多機能型居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する小規模多機能型居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事業所が加入する損害賠償保険の適用範囲内において、損害賠償を速やかに行います。

市町村 (保険者)	市町村名(保険者名)	宝塚市
	担当部・課名	健康福祉部 健康長寿推進室 介護保険課
	電話番号	0797 (71) 1141 (代表)

なお事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン(引受幹事保険会社)
保険名	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害保険」
保障の概要	施設業務(サービス)はもとより、居宅介護事業・配食サービス・居宅介護支援事業などを含め医療行為を除くすべての業務が対象。

(2) 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が活性した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関	
	所在地及び電話番号	
	救急搬送先	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

10. 身元引受人について

- ① サービスご利用時に、利用者はサービスの利用に際して1名以上の身元引受人を定めていただきます。
- ② 身元引受人は、利用者に契約不履行があった場合に、この契約から生じる一切の債務について連帯して履行の責を負うものとします。
- ③ 利用者は、身元引受人の住所、氏名に変更があったとき、及び、死亡、成年後見制度の利用等によって変更するときは、その旨を直ちに事業者へ通知することとします。
- ⑤ 利用者が身元引受人を定められない場合は、事業者と相談のうえ、第三者機関の活用等の方途について検討するものとします。
- ⑤ 利用者が認知症等により自らの適切な判断が困難となった場合、事業者は、身元引受人と協議し、必要に応じて成年後見人制度を利用するものとします。
- ⑥ 利用者代理人は原則として身元引受人とします。

1 1. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に沿って対応を行います。また、避難訓練を定期的
に実施し、利用者にも参加していただきます。

防災管理者	鶴賀 直土
消防用設備	非常階段、誘導灯、消火器等

1 2. サービスの提供にあたっての留意事項

- ・サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は本来の用途にしたがってご利用ください。これに反してご利用され、破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他のご利用の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・事業所内で、他の利用者に対する、執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	事業者所在地	大阪府門真市北島町 12 番 20 号
	法人名	社会福祉法人 晋栄福祉会
	代表者名	理事長 濱田 和則
	事業所所在地	兵庫県宝塚市中山桜台 1 丁目 7 番 1 号
	事業者名	小規模多機能ホーム中山ちどり
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

身元引受人	住 所	
	氏 名	印
	続柄	電話

署名代行者	住 所	
	氏 名	印
	続柄	電話

代理人 (身元引受人 がいない 場合)	住 所	
	氏 名	印
	続柄	電話